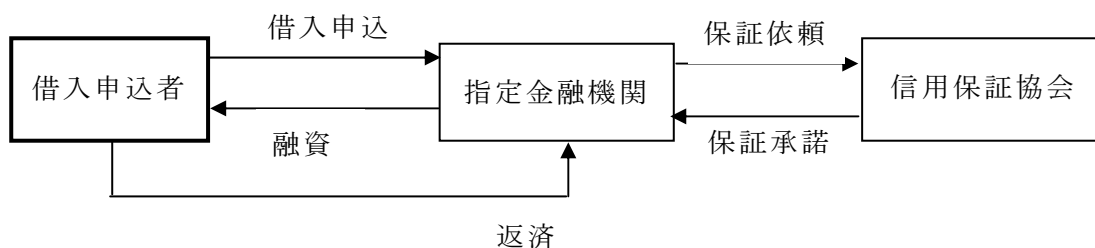


資金名	緊急経済対策資金
融資対象	<p>県内に事業所を有し、現に事業を営む中小企業者等のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項各号に規定する事業者であつて、同法第2条第5項の規定による市町村長の認定を受けたもの</p> <p>(2) 知事が指定する風水害、震災の発生等突発的な事態の生起により、経営の安定に支障を生じているもの</p> <p>(3) 大型倒産等において、知事が指定する県指定事業者に対して、50万円以上の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有するもの、又は50万円未満の売掛金若しくは前渡金返還請求権を有し県指定事業者との取引額が原則として全体の取引額の20%以上あるもの</p> <p>(4) 福岡県中小企業再生支援協議会の2次支援を受け、関係金融機関の支援を得ているもの または、同協議会の2次支援を受け、再生計画（変更計画を含む）の策定終了後、原則として6か月以内のもの</p> <p>(5) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号、以下「東日本大震災法」）第128条第1項第1号に該当するもの、又は、同号に規定する事業者であつて、経営の安定に支障が生じていることについての認定を受けたもの</p> <p>(6) 緊急経済対策資金の借入残高を有するもの</p> <p>(7) 原材料価格等の高騰、電気料金の値上げ、人件費の高騰の影響で経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(8) 経営改善計画を策定し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第2項における認定経営革新等支援機関の支援を受けながら経営改善に取り組み、その実行と進捗の報告を金融機関に行うもの</p>
資金使途	<p>事業資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借換資金も含む ・設備資金は災害、再生関連及び（8）のみ ・（4）については、福岡県中小企業再生支援協議会の支援を受け策定した再生計画に明記された、再生に必要な資金 ・（8）については、経営改善計画の実行に必要な資金
融資限度額	<p>(1)～(7) 1億円以内</p> <p>(8) (1)～(7)とは別に5,000万円以内</p>
融資利率	<p>(8) 1.30%</p> <p>(1)～(5)、(7) 1.40%</p> <p>(6) 1.60%</p>
保証料率	<p>0.25%～1.62%</p> <p>(但し、責任共有制度の対象外となる保証を利用した場合1.75%以内となる場合があります)</p>
融資期間	<p>10年以内（据置期間2年以内）</p> <p>(8)は運転5年以内、設備7年以内、保証付融資の借換は10年以内（据置期間1年以内）</p>
担保	必要に応じ徴求
保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
受付機関	商工会議所・商工会、中央会（組合関係）、指定金融機関

必要書類	<ol style="list-style-type: none"> 1 信用保証委託申込書（借入申込書、信用保証委託契約書一式） 2 納税証明書 3 保証協会の保証実績のない個人事業者の場合は住民票抄本（発行後1か月以内のもの） 4 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの） 5 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 6 許認可を必要とする業種にあつては、その許認可証の写し 7 飲食業の場合は、風俗営業でない旨の宣誓書 8 設備の設置等の設備資金の申込にあつては、見積書及び図面 9 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 10 建設業の場合は、受注工事明細書 11 個人情報提供に関する同意書 12 決算書、納税申告書等の写し 13 緊急経済対策資金確認申請書（様式第1号）（但し、（4）に該当する場合を除く） 14 （1）に該当する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく市町村長の認定書 15 （2）の災害に該当する場合は、市町村長発行の罹災証明書 16 （4）に該当する場合は、2次支援決定通知書 17 （5）に該当する場合は、東日本大震災法第128条第1項の規定に基づく、第1号に該当することを証明するもの、または、経営の安定に支障が生じている旨の市町村長発行の認定書 18 （8）に該当する場合は、経営改善計画書の写し及び経営力強化保証の申込人資格要件を満たすことが確認できる書類 19 その他必要と認める書類 <p>[特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類] 事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、 年間役員名簿、社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し</p>
------	---

【融資の流れ】

1 指定金融機関申込



2 商工会議所・商工会申込

